			改	正				現	行	備
章 言	調査,計画 [;]	標準步	掛							
共	进									
								(新設)	
打合 [·]	<mark>せ等</mark>					(1業務当たり)			
	区分	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	備 考				
	業務着手時	0. 5	0.5	0. 5		(対面)				
丁合せ	中間打合せ	0. 5	0. 5	0. 5		1回当たり (対面)				
	成果物納入時	0.5	0.5	0. 5		(対面)				
	打合せ協議	0. 5	0. 5			1機関当たり(対面)				
前考 1 2	各節に定めのある場打合せ、関係機関打	合は、それに 合せ協議には	よる。 、打合せ議事(緑の作成時間及	び移動時間(片	道所要時間1時間程度)を含	}			
	むものとする。						•			
3	. 打合せ,関係機関打中間打合社の回数は	合せ協議には - 久飾による	は、電話、電子	メールによる確 節に記載が無い	認等に要した作 場合は必要同業	:業時間を含むものとする。 (を計上する。				
4	・ 中間打合せの回数は	「, 谷即による 数な同時に繋	うものとし,合	即に記載か無い	場合は必要回缀	【を計上する。 「田」、それ以外の業務につい	,			
	なお、複数分野の業	務を同時に発	注する場合は	,主たる業務の	打合せ回数を通	用し、それ以外の業務につい)			
	ては,必要に応じて中	間打合せ回数	な計上する。							
5	. 関係機関打合せ協議	長の回数は,1	機関当たり1	回程度とする。	なお、発注者の	みが直接関係機関と協議する)			
	場合は、関係機関打合	お協議を計り	・しない。		(C40) / (LL L V		<u>^_</u>			
	勿口は,因が吸因11口	で励眠で盯工	- C/4 V 10							
										I

 改
 正

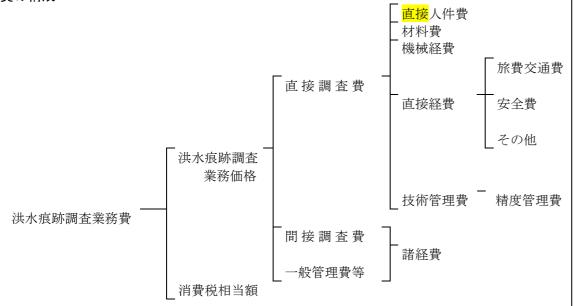
 備考

第2節 洪水痕跡調査業務

2 - 1 適用範囲

- (1) この積算基準は、堤外側における洪水痕跡調査業務に適用する。
- (2) この積算基準を適用できる業務は、流心延長距離が80㎞までのものとする。

2-2 業務費の構成



2-3 業務費構成費目の内容

(1) 直接調査費

直接調査費は、次の各項目について計上する。

1)直接人件費

直接人件費は、当該調査業務に従事する者の人件費である。なお名称及びその基準日額等は別途定める。

2)材料費

材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。

3)機械経費

機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。

- 4)直接経費
- ①旅費交通費

当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費であり各所管の「旅費取扱規則」及び「E額旅費支給規則」等に準じて積算する。

②安全費

安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算を行う。

③その他

機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。

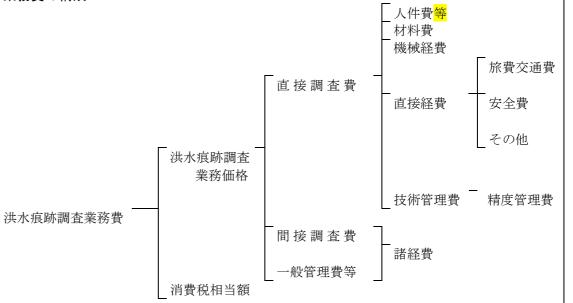
<mark>第1章 調査,計画業務</mark>

第1節 洪水痕跡調査業務

1-1 適用範囲

- (1) この積算基準は、堤外側における洪水痕跡調査業務に適用する。
- (2) この積算基準を適用できる業務は、流心延長距離が80㎞までのものとする。

1-2 業務費の構成



1-3 業務費構成費目の内容

(1) 直接調査費

直接調査費は、次の各項目について計上する。

1)人件費<mark>等</mark>

人件費等は、当該調査業務に従事する者の人件費及び賃金である。なお名称及びその基準 日額等は別途定める。

2) 材料費

材料費は、当該調査業務を実施するのに要する材料の費用である。

3)機械経費

機械経費は、当該調査業務を実施するのに要する費用である。その算定は、別に定められた「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料算定表」による。

- 4) 直接経費
- ①旅費交通費

当該調査業務に従事する者に係る旅費・交通費であり各所管の「旅費取扱規則」に準じて行う。

②安全費

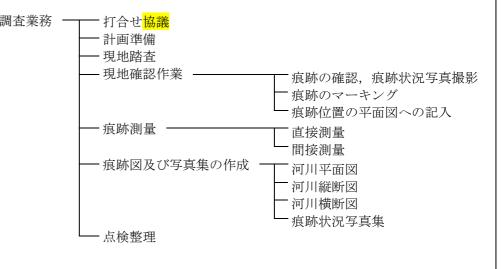
安全費は、調査業務における安全対策に要する費用であり、必要に応じて積み上げ計算 を行う。

③その他

機材運搬、伐木補償、車借上料などに要する費用を計上する。

エ 種 調査·計画標準歩掛 (H26) 4-1-2 改 正 現 考 行 備 5)技術管理費 5)技術管理費 技術管理費として精度管理費を計上する。精度管理費は当該調査業務の精度を確保する為 技術管理費として精度管理費を計上する。精度管理費は当該調査業務の精度を確保する為 に行う検測, 精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり, 「測量業務積算基準」を に行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定の費用であり、「測量業務積算基準」を 準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。 準用するものとする。ただし、精度管理費の対象額は、痕跡測量のみとする。
 (2) 間接調査費 (2) 間接調査費 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び 図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要す 図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要す る費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 る費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。 (3) 一般管理費等 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益からなる。 一般管理費等は,一般管理費及び付加利益からなる。 1)一般管理費 1)一般管理費 一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬 一般管理費は、調査業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって、役員報酬、 従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光 従業員給与手当, 退職金, 法定福利費, 福利厚生費, 事務用品費, 通信交通費, 動力用水光 熱費, 広告宣伝費, 交際費, 寄付金, 地代家賃, 減価償却費, 租税公課, 保険料, 雑費等を 熱費, 広告宣伝費, 交際費, 寄付金, 地代家賃, 減価償却費, 租税公課, 保険料, 雑費等を 含む。 含む。 2)付加利益 2)付加利益 付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人 付加利益は、調査業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人 税,地方税,株主配当金,役員賞与金,内部留保金,支払利息及び割引料,支払保証料,そ 税,地方税,株主配当金,役員賞与金,内部留保金,支払利息及び割引料,支払保証料,そ の他の営業外費用等を含む。 の他の営業外費用等を含む。 (4) 消費税相当額 (4) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。 消費税相当額は、消費税相当分とする。 2-4 業務費の積算方式 1-4 業務費の積算方式 業務費は、次式によって積算する。 業務費は、次式によって積算する。 業務費=(直接調查費)+(間接調查費)+(一般管理費等)+(消費税相当額) 業務費=(直接調查費)+(間接調查費)+(一般管理費等)+(消費税相当額) =(直接調査費)+(諸経費)+(消費税相当額) = (直接調査費) + (諸経費) + (消費税相当額) = [(直接調査費) × {1+(諸経費率)}] × {1+(消費税)} = [(直接調査費) × {1+(諸経費率)}] × {1+(消費税)} 諸経費 諸経費率は,「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。 諸経費率は、「測量業務積算基準」の諸経費率を準用するものとする。 2-5 業務内容 1-5 業務内容 (1) 調査業務の構成 (1) 調査業務の構成 洪水痕跡調査業務 一 打合せ 洪水痕跡調査業務 --- 打合せ協議 一計画準備 一計画準備 - 現地踏査 現地踏杳 - 現地確認作業 -- 現地確認作業 -





改 正 現 考 行 備 (2) 打合せ<mark>等</mark> (2) 打合せ協議 打合せ等に係る歩掛は、測量業務標準歩掛第1節共通1-1打合せ等による。 業務に必要な打合せであり、第1回打合せ、中間打合せ(1回)、成果品納入時の計3回を 業務着手時,中間打合せ(1回),成果<mark>物</mark>納入時の計3回を標準とするが,必要に応じて中間 標準とするが、必要に応じて中間打合せ回数を増減することができるものとする。 打合せ回数を増減することができるものとする。 (3) 計画準備 (3) 計画準備 業務に必要な作業計画、方法、工程及び作業編成、人員計画等の計画準備である。 業務に必要な作業計画、方法、工程及び作業編成、人員計画等の計画準備である。 (4) 現地踏査 (4) 現地踏査 現地踏査は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための事前調査である。 現地踏査は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための事前調査である。 (5) 現地確認作業 (5) 現地確認作業 現地確認作業は、洪水の痕跡位置の確認調査(聞き込み等による方法を含む)を行い、確認 現地確認作業は、洪水の痕跡位置を確認調査(聞き込み等による方法を含む)を行い、確認 された痕跡位置にマーキングをし、貸与された平面図にその位置を記入するものである。また併 された痕跡位置にマーキングをし、貸与された平面図にその位置を記入するものである。また 併せて痕跡状況写真の撮影を行う。 せて痕跡状況写真の撮影を行う。 (6) 痕跡測量 (6) 痕跡測量 痕跡測量は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量(高さ、位置)とし、測点間 痕跡測量は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量(高さ、位置)とし、測点間 隔は200mを標準とする。 隔は200mを標準とする。 (7) 痕跡図及び写真集の作成 (7) 痕跡図及び写真集の作成 貸与された図面に、痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成する。また、 貸与された図面に、痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成する。また、 現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成する。 現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成する。 1)河川平面図 1)河川平面図 河川平面図に洪水痕跡線を記入する。 河川平面図に洪水痕跡線を記入する。 2)河川縦断図 2) 河川縦断図 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき,河川縦断図に左右岸別の縦断痕跡線を記入す 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき,河川縦断図に左右岸別の縦断痕跡線を記入す る。 3)河川横断図 3) 河川横断図 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき,河川横断図に痕跡水位を記入する。 左右岸の各1点の痕跡測量結果に基づき,河川横断図に痕跡水位を記入する。 4) 痕跡状況写真集 4) 痕跡状況写真集 痕跡確認作業時に撮影した痕跡状況の写真集を作成する。 痕跡確認作業時に撮影した痕跡状況の写真集を作成する。 (8) 点検整理 (8) 点検整理 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うも 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うも のである。 のである。

					改]	Œ													Į	見				行								Ú	į	考
<mark>2</mark> -6 標	標準歩掛																		1-6 #	票準歩掛																_		
	类 工 程	測量、	所 測 量:	測量	測量	測量	内外業	測量、	編測量	測量	成測量	測量	測量、	測量	(人) 測 量:	測量	測量			業 工 程	測量、	測量	要 月 測 量 :	測量	普通	内 外 業 量	量	測量	成測量	普 通 ::	測量、	測量	近 人 測 量:	測量	普通	1		
	び作業量	主任技	技師	技師補	助手	補助員	別	主任技師	技師	技師補	助 手	補助員	主任技師	技師	技師補	助 手	補 助 員	計		に 作業量	主任技	技師	技師補	助 手		の自主別日	: 師		助 手	作業員	主任技師	技師	技師補	助 手	作業員			
	画 準 備						内	EIII						1.0	1.0			2. 5		第一回打合せ 1 業務当り						内 内					EIII	0.	0.5		1.	0		
	務 当 り 																		打合せ協議	中間打合せ 1業務当り						<mark>内</mark>							0.5		0.	<u>5</u>		
1 0	km 当り		0.5	0.5	0.5	0.5	5 外	0.5	0.5	0.5	0.5			0.5	0.5	0.5		1.5		成果品納入時 1 業務当り						内						0.5	0.5		1.	0		
-	痕跡の確認, 痕跡状況写真撮影 10km当り		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3. 0		画 準 備 : 務 当 り						内					0.5	1.0	1.0		2.	5		
地確認作業	10km当り 痕跡位置の		0.5	0.5			外		2						1.0	1.0		3. 0		也 踏 査		0.5	0, 5	0. 5	0. 5	外 0	5 0	5 0.5	5 0.5	5		0. 5	0.5	0. 5	1.	5		
	平面図への記入 10km当り 直接測量		0.5	0.5	0.5		外		2	2	2			1.0	1.0	1.0		3. 0	1 0	km 当 り 痕跡の確認,																4		
跡測量	10㎞当り		1.5	3.0	3.0	3.0) 外		1	1	1	1		1.5	3.0	3. 0	3.0 1	0. 5	1日 14h 7か⇒スス 1/b- ¾b	痕跡状況写真撮影 10km当り 痕跡のマーキング			0.5			外	-	2 2				1.0		1.0	3.	_		
	間 接 測 量 1 0 km 当 り		1.0	2.0	2.0	2.0) 外		1	1	1	1		1.0	2. 0	2.0	2. 0	7. 0	現地確認作業	10km当り 痕跡位置の 平面図への記入			0. 5	0. 5		外 外		2 2				1.0		1.0	3.	_		
	河 川 平 面 図 1 業 務 当 り						内							1.5	4. 0	4. 0		9. 5		直接測量					+											-		
跡図及び	河川縦断図1業務当り						内							1. 5	3. 5	3. 5		8. 5	痕跡 測量	10㎞当り		1. 5	3. 0	3.0	3.0	グト		1 1	1	1		1.5	3.0	3.0	3. 0 10.	5		
真集の作成	河 川 横 断 図 1 業 務 当 り						内							1.0	2. 0	2.0		5. 0		間接測量10㎞当り		1.0	2. 0	2. 0	2.0	外		1 1	1	1		1.0	2.0	2.0	2.0 7.	0		
	痕跡状況写真集 1 業務当り						内							0.5	2. 0	2.0		4. 5		河川平面図1業務当り						内						1. 5	4. 0	4.0	9.	5		
1 0	食整理 km 当り		atte 1	pe '	ا دار مار	3.2	内	nd P 22		- 3: '	, IP	A)	· III .		1.0			2. 5	痕跡図及び							内						1.5	3.5	3. 5	8.	5		
汪) 痕跡測	則量は,直接測量	を標う	準とし,	, 間打	送 測量	重は,	直接沿	則量が	実施	できな	い場合	台に適	!用する	ちもの)とす	5。			写真集の作成	河川横断図 1業務当り 痕跡状況写真集						内						1.0	2.0	2.0	5.	0		
																			点:	1業務当り						内			<u> </u>			0.5	2.0	2.0	4.	5		
																			1 0	* ^正 ^注 km 当 り 則量は,直接測量	→. 1mm \(\text{\tin\tint{\text{\tin\tin\tin\tinity}\\ \tinit}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin\tin}\tint{\texit}\}\titti\text{\text{\text{\texit{\texitie}\tint{\text{\ti}}}}\text{\text{\text{\text{	≠ 1.1	BB 44	大河 目 1		内拉测县	J ≥ 1-1 1-1		is a super	人)っ つ	本田上		1.0		2.	5		

材料費の構成

単位

数量

2.6 2.6 1.0 h

摘 要

7.8 2.6¹/_h * 3.0 h

15. 6 2. 6 × 6. 0 h

摘 要

10. 4 2. 6 h * 4. 0 h

摘 要

摘 要

式 1

式

式

1

摘

本 | 51 |

式 1

備 考

(H26) 4-1-5

				ī	改				Ē												現			<u>ਜਿ</u>		
		1 7	幾械経費の構	成		通信	運搬費等	等の構成	1		材料費	の構成				_		1 **	後械経費の構成	₩		通信運搬費	等の構成	1		材料費
及	美工程 び 作業量	名 称	規格	単位	数量	項	目	備考	品 名	規	格	単位	数量	摘	要		作 業 工 程 及 び 標準作業量	名称	規格		数量	項目	備考	品 名	規	格
		ライトハ゛ン	1. 5 L	台日	0.5				カ゛ソリン			リツトル	2.6	2. 6 ^{ŋッ} ;	1.0h			ライトハ゛ン	1. 5 L	台日	0.5			カ゛ソリン		
		ライトハ゛ン	1. 5 L	台時	1.0				雑 品			式	1					ライトハ゛ン	1. 5 L	台時	1.0			雑 品		
	也踏查	雑 器 材		式	1												現地踏査	雑 器 材		式	1	1				
1 0	km当り	各費目の直接	人件費に対す														10km当り	各費目の直接	人件費に対す	る割合					•	
		費	目	割	合	費	目	割合	費目	割	合		摘	要				費	目	割	合	費目	割合	費目	割	合
		機械経費	,		5 %	通信運	搬費等	0 %	材料費	1.	0 %	<u> </u>						機械経費		3.	5 %	通信運搬費等	0 %	材料費	1.0	0 %
		ライトハ゛ン	1. 5 L	台日					木 杭	4. 5*4.	5*45	本	51					ライトハ゛ン	1. 5 L	台目	1.5			木 杭	4. 5*4. 5	5*45
		ライトハ゛ン	1. 5 L	台時	3. 0				カ゛ソリン			トル	7.8	2. 6 hr	<3.0h			ライトハ゛ン	1. 5 L	台時	3.0			カ゛ソリン		
	確認作業	雑 器 材		式	1				雑 品			式	1				見地確認作業	雑 器 材		式	1			雑 品		
1 0	km当り	各費目の直接							T	1		1					10㎞当り	各費目の直接	人件費に対す	る割合						
		費	目	割		費	目	割合	費目	割	合		摘	要				費	目	割	合	費目	割 合	費目	割	合
		機械経費		_	5 %	通信運	搬費等	0 %	材料費	5. 0	%	1] 07						機械経費		2.	5 %	通信運搬費等	0 %	材料費	5. 0	%
		ライトハ゛ン	1. 5 L	台日					カ・ソリン			1 h	15. 6	2. 6 hr.	6.0h			ライトハ゛ン	1. 5 L	台日	3.0			カ゛ソリン		
		ライトハ゛ン	1. 5 L	台時		1			雑 品			式	1					ライトハ゛ン	1. 5 L	台時	6.0			雑 品		
	直接測量	V ^ " N	3級	台日	3. 0	1											直接測量	V ^ " N	3級	台日	3.0					
	1 0 km当り	雑器材	· . /d. ==) - ()	式	1												旦 後 側 里 1 0 km当り	雑 器 材		式	1					
		各費目の直接					-	++1 A	# 5		^	_	Inde	and .				各費目の直接	人件費に対す					_		
		費	目	割		費	E Hon. alle. ArXv	割合	費目	割	合		摘	要				費	目	割	合	費目	割合	費目	割	合
痕跡測量		機械経費	1		0 %	通信運	恢 資寺	0 %	材料費	1.0	%	1] 19	10.4	0 017	. 4 . 0.1	痕跡測	量	機械経費		_	0 %	通信運搬費等	0 %	材料費	1. 0	%
		ライトハ゛ン	1. 5 L	台日		1			カ゛ソリン	+		リツトル	10.4	2. 6 ^ŋ ,	4.0h	1,20,710.		ライトハ゛ン	1. 5 L	台日				カ゛ソリン		
		ライトハ゛ン トータルステーション	1.5L 3級	台 日		1			雑 品	+		式	1					ライトハ゛ン	1. 5 L	台時		1		雑 品		
	間接測量	雑器材	3 秋久	式	1	1			-	-							間接測量	トータルステーション	3級	台日	2.0	1				
	10㎞当り	# 品 的 各費目の直接	1 (小弗)ァシャー														10㎞当り	雑器材		式	1					
		費	日			費	目	割合	費目	割	合	1	摘	要				各費目の直接	人件費に対す		^	I	T ^	T	1	
		機械経費	н	-	0 %	通信運		0 %	材料費	1.0			.][6]	女				費	目	1	合	費目	割合	費目	割	合
		1次/队/上貝		4. (0 /0	地口座	-	0 /0	相相負	1.0	/0					l ⊢ —		機械経費		4. () %	通信運搬費等	0 %	材料費	1.0	%
	図及び 集の作成								雑 品			式	1				痕跡図及び							雑 品		
	務当り	各費目の直接	人件費に対す	トる割合		_											写真集の作成 1業務当り	各費目の直接	人件費に対す	る割合		•				
		費	目	割	合	費	目	割合	費目	割	合		摘	要			- >1423 >	費	目	割	合	費目	割合	費目	割	合
		機械経費		0	%	通信運	搬費等	0 %	材料費	1.5	%							機械経費		0	%	通信運搬費等	0 %	材料費	1.5	%
	食整理								雑 品			式	1				点検整理							雑 品		
1 0	km当り	各費目の直接										1	1.*-				1 O km当り	各費目の直接	人件費に対す	る割合						
		費	目		合	費	目	割合	費目	割	合		摘	要				費	目	_	合	費目	割合	費目	割	合
		機械経費		0	%	通信運	搬費等	0 %	材料費	5.0	%	1				11		機械経費		I 0	%	通信運搬費等	0 %	材料費	5.0	%

2-7 標準歩掛の変化率

(1) 地形による変化率

適用作業:現地踏查,現地確認作業,痕跡測量

地	形	平	地	山	地
変化	/率	0.	0	+0.	9

- (注) 1. 「測量業務積算基準」の平地及び丘陵地を平地,低山地及び高山地 を山地とする。
 - 2. 平地及び山地にまたがる場合は、各延長を用いた加重平均値を小数第2位まで算出する。

1-7 標準歩掛の変化率

(1) 地形による変化率

適用作業:現地踏查,現地確認作業,痕跡測量

地	形	平	地	旦	地
変化	上率	0.	0	+ 0	. 9

- (注) 1. 「測量業務積算基準」の平地及び丘陵地を平地,低山地及び高山地 を山地とする。
 - 2. 平地及び山地にまたがる場合は、各延長を用いた加重平均値を小数第2位まで算出する。

備

考

第3節 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)

改

3-1 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務積算基準

<mark>3</mark>-1-1 適用

この積算基準は、河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査編)を業務委託により実施する場合に適用する。 調査の内容は、「平成16年度 河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)国土交通 省河川局河川環境課」(以下「マニュアル案」という。)によるものとする。

īF

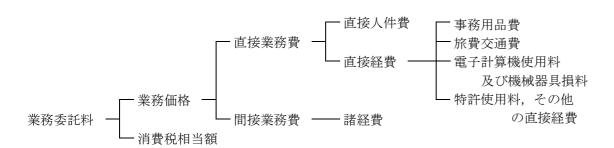
調査実施日は、表3.1を基準とする。

表3.1 調查実施日

		公○ · Ⅰ 胸且入心日	
季節		実 施 日	河川空間利用者数調査
	休日	4月29日 (昭和の日)	0
春季	1/1\ []	5月 5日 (こどもの日)	0
	平日	5月の第3月曜日	0
夏季	休日	7月の最終日曜日	0
发 学	平日	7月の最終日曜日の翌日	0
秋季	休日	11月3日 (文化の日)	0
冬季	休日	成 人 の 日	0
		計	7回

3-1-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務委託料の積算及び構成

業務委託料の積算は、第1編第1章測量業務積算基準に準ずるものとし、業務委託料の構成は以下のとおりとする。



3-1-3 業務の構成

(1) 計画準備

計画準備では,第1回打合せに先立ち業務全般を見通し,調査の要点を確認し,業務計画書を 作成する。

(2) 打合せ

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果<mark>物</mark>納品時に行う。

- (3) 河川空間利用実態調査
 - 河川空間利用実態調査とは、マニュアル案に基づく河川空間の利用者数の実態調査とその集計を行うまでの業務である。
- (4) 水系様式の作成

水系様式の作成は、マニュアル案に基づくとりまとめを水系単位で実施し、水系ごとに様式を 作成するまでの業務である。

第2節 河川水辺環境調査 (河川空間利用実態調査)

現

2-1 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務積算基準

2-1-1 適用

この積算基準は、河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査編)を業務委託により実施する場合に 適用する。

行

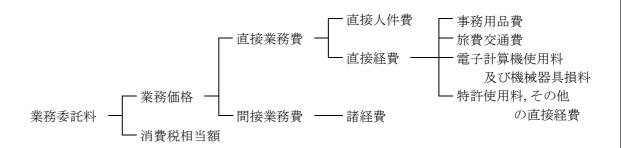
調査の内容は、「平成16年度 河川水辺の国勢調査マニュアル(案) (河川空間利用実態調査編) 国土交通省河川局河川環境課」(以下「マニュアル案」という。) によるものとする。 調査実施日は、表2.1を基準とする。

表 2. 1 調査実施日

季節		実 施 日	河川空間利用者数調査
	休日	4月29日 (昭和の日)	0
春季	7/N II	5月 5日 (こどもの日)	0
	平日	5月の第3月曜日	0
夏季	休日	7月の最終日曜日	0
及 学	平日	7月の最終日曜日の翌日	0
秋季	休日	11月3日 (文化の日)	0
冬季	休日	成 人 の 日	0
		計	7回

2-1-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務委託料の積算及び構成

業務委託料の積算は、第1編第1章測量業務積算基準に準ずるものとし、業務委託料の構成は以下のとおりとする。



2-1-3 業務の構成

(1) 計画準備

計画準備では,第1回打合せに先立ち業務全般を見通し,調査の要点を確認し,業務計画書を 作成する。

- (2) 打合せ
 - 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納品時に行う。
- (3) 河川空間利用実態調査 河川空間利用実態調査とは、マニュアル案に基づく河川空間の利用者数の実態調査とその集計 を行うまでの業務である。
- (4) 水系様式の作成

水系様式の作成は、マニュアル案に基づくとりまとめを水系単位で実施し、水系ごとに様式を 作成するまでの業務である。 **改 正** 現 行

3-1-4 歩掛使用上の留意点

(1) 歩掛の構成

この歩掛は、河川空間利用実態調査については、一箇所または一定延長における7回1式当りの現地調査の歩掛を示している。

なお、「川の通信簿」については、別途計上する。

表3.2 歩掛運用の仕方

	·	2 12 E/11 42	
業	務の項目		仕 様
計 画	準	備	1業務当りの標準歩掛
打	合	せ	1業務当りの標準歩掛
河川空間利用	有料施設▷	区域の調査	1業務当りの標準歩掛
実態調査	定点	観 測	1箇所当りの標準歩掛
	区 間	観 測	10km当りの標準歩掛
	集計(様式	$A - 1 \sim 7$	10km当りの標準歩掛
水系様式の	作成(様式]	$D-1\sim 7$)	1業務当りの標準歩掛
報告	書	乍 成	1業務当りの標準歩掛

(2) 打合せ<mark>等</mark>

打合せ等に係る歩掛は、測量業務標準歩掛第1節共通1-1打合せ等による 中間打合せの回数は各季で1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減 する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

3-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務標準歩掛

		職	重 測量	主 測	」 量	測量	測量	測量
区 分			任技	師 技	5 師	技師補	助 手	補助員
計	画 準	備	1.	0	1.0	1.5	1.0	
河川空間利用	有料施設区域の調	査(1業務当り)				0.5		
実態調査	定 点 観	測(1箇所当り)			0.5	1.5	3.0	
(7回1式)	区 間 観	測 (10km当り)				1.5	3.0	
	集計(様式A-1~	-7) (10km当り)				0.5		
水系様式の	作成(様式D	$-1 \sim 7$			0.5	3.0	3.0	
報 告	書	作 成	0.	5	1.0	1.5	5.0	

歩掛使用上の留意点

- ①実態調査は年間7回調査を実施する標準歩掛である。
- ②有料施設区域の調査は1業務当りとし、有料施設が6箇所以内を対象とする。
- ③区間観測は定点観測区間を除く区間の観測歩掛で、調査対象区間の延長は200km以下とする。

2-1-4 歩掛使用上の留意点

(1) 歩掛の構成

この歩掛は、河川空間利用実態調査については、一箇所または一定延長における7回1式当りの現地調査の歩掛を示している。

なお、「川の通信簿」については、別途考慮するものとする。

表2.2 歩掛運用の仕方

			•		77170	./ 14 .]-	
		業	務の	項目			仕 様
計		画		準		備	1業務当りの標準歩掛
打			合			せ	1業務当りの標準歩掛
河	空間和	利用	有料	施設▷	区域の	調査	1業務当りの標準歩掛
実	態 調	査	定	点	観	測	1箇所当りの標準歩掛
			区	間	観	測	10㎞当りの標準歩掛
			集計	(様式	A - 1	~7)	10㎞当りの標準歩掛
水	系様式	この	作成	(様式]	D-1	~7)	1業務当りの標準歩掛
報	告	1	書	ŕ	乍	成	1業務当りの標準歩掛

(2) 打合せ

各段階における打合せの歩掛は次表を標準とする。

(1業務当り)

職 種 打合せ時期	<mark>測量主</mark> 任技師	測 技 師	測 技師補	備考
業務着手時	0.5		0.5	
中間打合せ		0.5	0.5	1回当り
成果品納入時	0.5		0. 5	

- (注) 1. 各作業の中で主要な区切りの時点で中間打合せを行うものとする。
 - 2. 中間打合せは各季別に1回程度行うものとする。
 - 3. 打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。
 - 4.業務着手時及び成果品納入時には、原則として主任技術者が立ち会うよう特記仕様書に明示するものとする。

2-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務標準歩掛

		哉 種	測量主	測 量	測 量	測 量	普 通
区分			任技師	技 師	技師補	助 手	作業員
計	画 準	備	1.0	1.0	1.5	1.0	
河川空間利用	有料施設区域の調査(1業務当	(り)			0.5		
実態調査	定 点 観 測(1箇所当	(り)		0.5	1.5	3.0	
(7回1式)	区 間 観 測(10km当	(り)			1.5	3.0	
	集計(様式A-1~7) (10km当	(り)			0.5		
水系様式の	作成(様式D-1~	7)		0.5	3.0	3.0	
報 告	書 作	成	0.5	1.0	1.5	5. 0	

歩掛使用上の留意点

- ①実態調査は年間7回調査を実施する標準歩掛である。
- ②有料施設区域の調査は1業務当りとし、有料施設が6箇所以内を対象とする。
- ③区間観測は定点観測区間を除く区間の観測歩掛で、調査対象区間の延長は200km以下とする。

(H26) 4-1-8

改正	現行	備	考
④定点観測及び区間観測は、高水敷等に樹林等の障害物があり観測が困難な場合、あるいは高水敷が広く観測が困難な場合については別途 <mark>計上</mark> する。 ⑤実態調査集計(様式A-1~7)並びに水系様式の作成は、ブロック数が8箇所、また定点区域が21箇所以下を標準とする。 ⑥上記の範囲を超えるものは別途 <mark>計上</mark> する。	 ④定点観測及び区間観測は、高水敷等に樹林等の障害物があり観測が困難な場合、あるいは高水敷が広く観測が困難な場合については別途積算する。 ⑤実態調査集計(様式A-1~7)並びに水系様式の作成は、ブロック数が8箇所、また定点区域が21箇所以下を標準とする。 ⑥上記の範囲を超えるものは別途積算とする。 		

エ 種	調査・計画標準歩掛

(H26) 4-1-9

改 正 現 行

第4節 道路施設点検業務

4-1 道路防災カルテ点検業務積算基準

4-1-1 適用範囲

この積算基準は, 道路防災カルテ点検業務に適用する。

4-1-2 業務委託料の構成

「<mark>土木</mark>設計業務等積算基準」に準ずる。

4-1-3 業務委託料の積算

「<mark>土木</mark>設計業務等積算基準」に準ずる。

なお、事務用品費として、防災カルテによる点検に係る直接人件費の1%を直接経費に計上すること(ただし、「計画準備」「防災カルテ修正・報告書作成」「打合せ」は除く)。

4-1-4 作業区分

標準歩掛に含まれる作業内容は、以下のとおりとする。

(1) 防災カルテによる点検

作業項目	内 容
目視による観察	防災カルテに基づき,必要に応じて斜面や構造物など点検対象を登って(あるいは降りて)の目視観察を行う場合を含む。
計測	必要に応じてメジャーやスタッフを使用した簡便な計測を実施する。 防災カルテに基づき,必要に応じて斜面や構造物など点検対象を 登って(あるいは降りて)の計測を行う場合を含む。
記録	標準的な作業とは,防災カルテ点検結果の記入書式および写真帳 に示す程度の記載および写真撮影とする。 ただし,点検対象に変化が認められた場合は,基本的な対策方針 の立案に必要となる記載及び写真撮影を行う。
標準歩掛に含ま れないもの	以下の項目は標準的な作業に含まれない。 ・通行規制時のパトロール、解除に関する助言 ・対策施工箇所における三者立会・協議(完了時など) ・変状発生箇所の詳細調査 ・学識経験者の視察対応(現地同行など) ・災害発生時の緊急対応 ・防災総点検(カルテ新規作成)

第3節 道路施設点検業務

3-1 道路防災カルテ点検業務積算基準

3-1-1 適用範囲

この積算基準は,道路防災カルテ点検業務に適用する。

3-1-2 業務委託料の構成

「設計業務等積算基準」に準ずる。

3-1-3 業務委託料の積算

「設計業務等積算基準」に準ずる。

なお、事務用品費として、防災カルテによる点検に係る直接人件費の1%を直接経費に計上すること(ただし、「計画準備」「防災カルテ修正・報告書作成」「打合せ協議」は除く)。

3-1-4 作業区分

標準歩掛に含まれる作業内容は、以下のとおりとする。

(1) 防災カルテによる点検

作業項目	内 容
目視による観察	防災カルテに基づき,必要に応じて斜面や構造物など点検対象を 登って(あるいは降りて)の目視観察を行う場合を含む。
計測	必要に応じてメジャーやスタッフを使用した簡便な計測を実施する。 防災カルテに基づき,必要に応じて斜面や構造物など点検対象を 登って(あるいは降りて)の計測を行う場合を含む。
記 録	標準的な作業とは,防災カルテ点検結果の記入書式および写真帳に示す程度の記載および写真撮影とする。 ただし,点検対象に変化が認められた場合は,基本的な対策方針の立案に必要となる記載及び写真撮影を行う。
標準歩掛に含ま れないもの	以下の項目は標準的な作業に含まれない。 ・通行規制時のパトロール、解除に関する助言 ・対策施工箇所における三者立会・協議(完了時など) ・変状発生箇所の詳細調査 ・学識経験者の視察対応(現地同行など) ・災害発生時の緊急対応 ・防災総点検(カルテ新規作成)

エ 種 調査・計画標準歩掛

備考

(H26) 4-1-10

改 正 現 (2) 防災カルテ修正・報告書作成

(2) 防災カルテ修正・報告書作成

作業項目	内 容
修正	・防災カルテ点検結果の記入書式への記載及び付随する写真帳 (通常1箇所あたり1回の点検につき1枚~数枚程度)を作成する。 ・防災カルテの修正が必要とされる程度の変化が認められた場合は、防災カルテ様式の修正・加筆を行う。
報告書作成	防災カルテ、カルテ点検結果を報告書としてとりまとめる。
標準歩掛に含まれないもの	以下の項目は、標準的な作業に含まれない。 ・通行規制時のパトロール、解除に関する対応に伴う準備、資料作成 ・対策施工箇所における三者立会・協議(完了時など)に伴う準備、資料作成 ・変状発生箇所の詳細調査に伴う準備、資料作成 ・学識経験者の視察対応に伴う準備、資料作成

<mark>4</mark>-1-5 標準歩掛

(1)計画準備

(1業務当り)

職種	直接人件費					
区分	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
計画準備		1. 0	1. 0		1. 5	

(2) 打合せ

中間打合せの回数は1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する 場合は,1回当たり,中間打合せ1回の人員を増減する。

作業項目	内 容
修正	・防災カルテ点検結果の記入書式への記載及び付随する写真帳 (通常1箇所あたり1回の点検につき1枚~数枚程度)を作成する。 ・防災カルテの修正が必要とされる程度の変化が認められた場合は、防災カルテ様式の修正・加筆を行う。
報告書作成	防災カルテ、カルテ点検結果を報告書としてとりまとめる。
標準歩掛に含まれ ないもの	以下の項目は、標準的な作業に含まれない。 ・通行規制時のパトロール、解除に関する対応に伴う準備、資料作成 ・対策施工箇所における三者立会・協議(完了時など)に伴う準備、資料作成 ・変状発生箇所の詳細調査に伴う準備、資料作成 ・学識経験者の視察対応に伴う準備、資料作成

行

3-1-5 標準歩掛

(1) 計画準備

(1業務当り)

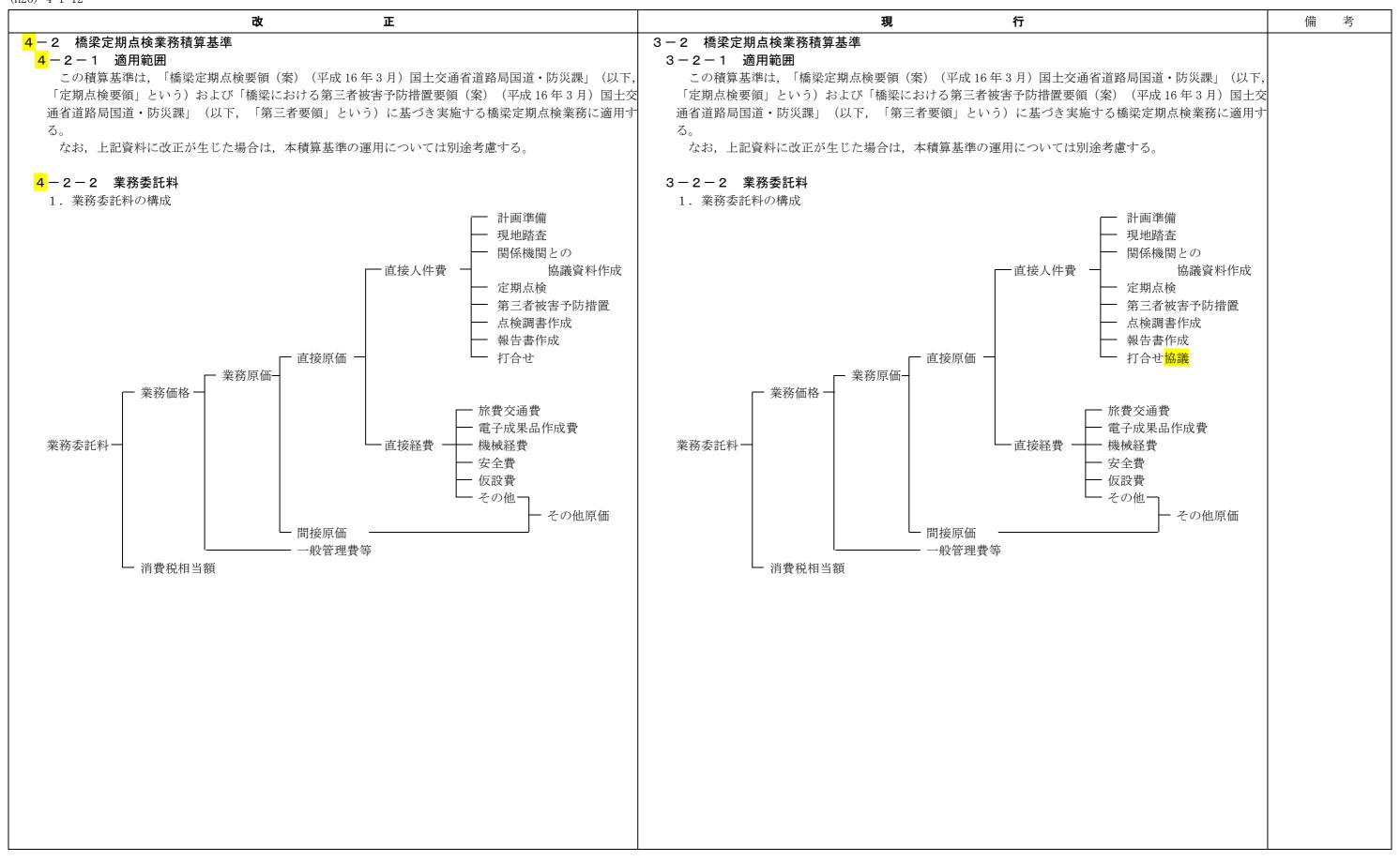
職種	直接人件費					
区分	技師長	主 任 技 師	技 師 (A)	技 師 (B)	技 師 (C)	技術員
計画準備		1. 0	1. 0		1. 5	

(2) 打合せ<mark>協議</mark>

(1業務当り)

職種		直接人件費				1 33 = 97	
区分	<mark>技師長</mark>	主 技 師	<mark>技 師</mark> (A)	<mark>技 師</mark> (B)	<mark>技 師</mark> (C)	<mark>技術員</mark>	備考
業務着手時期		0. 5	0. 5				
中間打合せ			0. 5		0. 5		1回当り
成果品納入時		0. 5	0. 5				

(注) 1. 中間打合せ回数については1回を標準とするが、業務内容に応じて増減で きるものとする。



(H26) 4-1-13

2. 業務委託料構成費目の内容

イ. 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

(口) 直接経費

直接経費は、業務に必要な経費のうち次のaからeまでに掲げるものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、 その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

e 仮設費

仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を 調整する事が望ましいが、点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。 また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

ロ. その他原価

その他原価は「<mark>土木</mark>設計業務等積算基準」による。

ハ. 一般管理費等

一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。

4-2-3 業務委託料の積算

「十大設計業務等積算基準」に準ずる。

なお、機械経費については<mark>4</mark>-2-6により計上すること。

2. 業務委託料構成費目の内容

イ. 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(口) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のaからeまでに掲げるものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。

(a) 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、 その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

(b) 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

e 仮設費

仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を 調整する事が望ましいが、点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。 また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

ロ. その他原価

その他原価は「設計業務等積算基準」による。

ハ. 一般管理費等

一般管理費等は「設計業務等積算基準」による。

3-2-3 業務委託料の積算

「設計業務等積算基準」に準ずる。

なお、機械経費については3-2-6により計上すること。

改 正 現 行 備 考

4-2-4 業務内容

(1) 計画準備

橋梁台帳等出力、業務計画書作成、部材番号図の作成及び修正等を行う。

1) 橋梁台帳等出力

点検に先立って、橋梁台帳、過年度の点検調書、橋梁管理カルテ、補修履歴等の出力を行う。なお、 必要に応じて計上することとする。また、印刷した資料を貸与する場合は計上しないこと。

2) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

3) 部材番号図の作成及び修正

「定期点検要領」に従い部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅など構造変更による径間分割等を 行う場合は、部材番号図の修正を行う。

(2) 現地踏杳

橋梁定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況の調査記録(写真撮影含む)を行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

橋梁定期点検において必要な関係機関との協議用資料,説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う

(4) 定期点検

「定期点検要領」に基づき,橋梁点検車,高所作業車,点検用足場,あるいは梯子等を用いて,橋梁点検 を近接目視にて行う。また,必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。また,第 三者被害予防措置を同時に行う場合は、打音検査の業務内容を含むものとする。

- (5) 第三者被害予防措置
 - 1) 打音検査

「第三者要領」に基づき、遠望目視及び非破壊検査により抽出された箇所について、所定の点検ハンマーで打音検査を行い、濁音部のマーキング、応急措置(たたき落とし及び鉄筋の防錆処置)を行う

2) 遠望目視及び非破壊検査

「第三者要領」に基づき、一次スクリーニング手法として遠望目視及び非破壊検査(赤外線サーモグラフィー装置)により損傷の見られる箇所の抽出を行う。遠望目視では、ひびわれ、剥離・鉄筋露出、遊離石灰及び豆板・空洞等の損傷を把握する。非破壊検査ではコンクリート表面の温度分布状況を調べ、うき・剥離箇所(損傷部)を推定する。

- (6) 点検調書作成
 - 1) 定期点検

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3定期点検結果の記入要領(点検調書(その1)~(その9))に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「定期点検要領」付録-1損傷評価基準による。

3-2-4 業務内容 (1)計画準備

橋梁台帳等出力、業務計画書作成、部材番号図の作成及び修正等を行う。

1) 橋梁台帳等出力

点検に先立って、橋梁台帳、過年度の点検調書、橋梁管理カルテ、補修履歴等の出力を行う。なお、 必要に応じて計上することとする。また、印刷した資料を貸与する場合は計上しないこと。

2) 業務計画書作成

業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。

3) 部材番号図の作成及び修正

「定期点検要領」に従い部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅など構造変更による径間分割等を 行う場合は、部材番号図の修正を行う。

(2) 現地踏杳

橋梁定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査記録(写真撮影含む)を行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

橋梁定期点検において必要な関係機関との協議用資料,説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

(4) 定期点検

「定期点検要領」に基づき,橋梁点検車,高所作業車,点検用足場,あるいは梯子等を用いて,橋梁点検 を近接目視にて行う。また,必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するために現地計測を行う。また,第 三者被害予防措置を同時に行う場合は、打音検査の業務内容を含むものとする。

- (5) 第三者被害予防措置
 - 1) 打音検査

「第三者要領」に基づき、遠望目視及び非破壊検査により抽出された箇所について、所定の点検ハンマーで打音検査を行い、濁音部のマーキング、応急措置(たたき落とし及び鉄筋の防錆処置)を行

2) 遠望目視及び非破壊検査

「第三者要領」に基づき、一次スクリーニング手法として遠望目視及び非破壊検査(赤外線サーモグラフィー装置)により損傷の見られる箇所の抽出を行う。遠望目視では、ひびわれ、剥離・鉄筋露出、遊離石灰及び豆板・空洞等の損傷を把握する。非破壊検査ではコンクリート表面の温度分布状況を調べ、うき・剥離箇所(損傷部)を推定する。

- (6) 点檢調書作成
 - 1) 定期点検

点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3定期点検結果の記入要領(点検調書(その1)~(その9))に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「定期点検要領」付録-1損傷評価基準による。

エ 種	調査・計画標準歩掛
-----	-----------

(H26) 4-1-15

改 正 現 行 備 考 2) 第三者被害予防措置 2) 第三者被害予防措置 点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3定期点検結果の記入要領(点検調書(その5)~(そ 点検結果をもとに、「定期点検要領」付録-3定期点検結果の記入要領(点検調書(その5)~(そ の8)) に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「第三者要領」付録ーⅢ措置記録記入要 の8)) に基づき点検調書を作成する。この際の損傷度評価は、「第三者要領」付録ーⅢ措置記録記入要 領による。 領による。 (7) 報告書作成 (7) 報告書作成 点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。なお、点検調書等は定期点検・ 点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。なお、点検調書等は定期点検・ カルテ入力システムに入力することによりデータ作成を行うものとする。 カルテ入力システムに入力することによりデータ作成を行うものとする。 (8) 打合せ<mark>協議</mark> (8) 打合せ 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。 (a) 業務着手時 (a) 業務着手時 業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸 業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸 与を行う。 与を行う。 (b) 中間打合せ (b) 中間打合せ 現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、必要回数を計上する。 現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、必要回数を計上する。 (c) 成果品納入時 (c) 成果品納入時 成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。 成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

改 正 現 行 備 考

4-2-5 標準歩掛

(1) 計画準備

1) 橋梁台帳等出力

(1業務当り)

					(- /141/4	- , ,
	職種	直	接	人	件	費
区分		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
括	100 橋未満				1. 5	1. 5
橋梁台帳等出力	100 橋以上				3. 0	2.0

- (注) 1. 台帳出力は必要に応じて計上すること。(貸与する場合は計上しない。)
 - 2. 実橋梁数にて計上する。(定期点検と第三者被害予防措置を同時に行う場合は1橋とする。)

2) 業務計画書作成

(1業務当り)

					. ,,,,,,,	- , ,
	職種	直	接	人	件	費
区分		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書作成	100 橋未満	1.5	1.5		6.0	5.0
未伤可四音作成	100 橋以上	1. 5	2.0		7. 5	7.0

- (注) 1. 業務計画書作成には資料収集, 実施計画書作成を含む。
 - 2. 実橋梁数を計上する。(定期点検と第三者被害予防措置を同時に行う場合は1橋とする。

3) 部材番号図の作成及び修正

(1日当り)

	職	種	直	接	人	件	費
区分			主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
部材番号図の作成	コンクリー	卜橋				0.5	1.5
前的留方因UTF成	鋼	橋				1.5	1.5
如母乗り図の修工	コンクリート	橋				0.5	1.0
部材番号図の修正	鋼	橋				0.5	1.5

- (注) 1. 作成・修正日数Dは橋梁毎に算出すること。
 - 2. 作成・修正面積及び日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 - 3. 部材番号図の修正は、構造変更等がある場合に計上する。

部材番号図の作成日数は,以下の算定式により算出する。

 $D = A_1 / y$

A₁: 部材番号図作成面積

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

y : 日当り作成面積 コンクリート橋 y=9. $44 \times A_1^{0.75}$ $y = 7.55 \times A_1^{0.85}$

鋼橋

部材番号図の修正日数は、以下の算定式により算出する。

 $D = A_2 / y$

A2: 部材番号図修正面積

A₂=対象径間長×全幅員(地覆外縁間距離)

y : 日当り作成面積 コンクリート橋 $y = 22.51 \times A_2^{0.64}$

鋼橋 $y = 7.86 \times A_2^{0.85}$

3-2-5 標準歩掛

(1) 計画準備

1) 橋梁台帳等出力

(1業務当り)

	職種	直	接	人	件	費
区分		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
括 郊 4 能	100 橋未満				1.5	1.5
橋梁台帳等出力	100 橋以上				3. 0	2.0

- (注) 1. 台帳出力は必要に応じて計上すること。(貸与する場合は計上しない。)
 - 2. 実橋梁数にて計上する。(定期点検と第三者被害予防措置を同時に行う場合は1橋とする。)

2) 業務計画書作成

(1業務当り)

	職種	直	接	人	件	費
区分		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
業務計画書作成	100 橋未満	1.5	1.5		6.0	5. 0
未伤計画者作成	100 橋以上	1.5	2.0		7. 5	7.0

- (注) 1.業務計画書作成には資料収集,実施計画書作成を含む。
 - 2. 実橋梁数を計上する。(定期点検と第三者被害予防措置を同時に行う場合は1橋とする。)

3) 部材番号図の作成及び修正

(1日当り)

	職種	直	接	人	件	費
区分		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
部材番号図の作成	コンクリート橋				0.5	1.5
部材金方凶のTF成	鋼橋				1.5	1. 5
切け至日回の校工	コンクリート橋				0.5	1.0
部材番号図の修正	鋼 橋				0.5	1.5

- (注) 1. 作成・修正日数Dは橋梁毎に算出すること。
 - 2. 作成・修正面積及び日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 - 3. 部材番号図の修正は、構造変更等がある場合に計上する。

部材番号図の作成日数は,以下の算定式により算出する。

 $D = A_1 / y$

A₁: 部材番号図作成面積

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

y : 日当り作成面積 コンクリート橋 $y = 9.44 \times A_1^{0.75}$

 $y = 7.55 \times A_1^{0.85}$ 鋼橋

部材番号図の修正日数は,以下の算定式により算出する。

 $D = A_2 / y$

 A_2 : 部材番号図修正面積

A₂=対象径間長×全幅員(地覆外縁間距離)

y : 日当り作成面積 コンクリート橋 $y = 22.51 \times A_2^{0.64}$

鋼橋 $y = 7.86 \times A_2^{0.85}$

備 考

(H26) 4-1-18

(4) 定期点検

(1日当り)

正

					(エロヨリノ
	職種	直	接	人	件	費
区分		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点	検			1.0	1.5	1.0

(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。

改

- 2. 足元条件は表3. 3によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件とな る場合は支配的な足元条件を適用する。
- 3. 表3. 2の第三者被害予防措置と同時に定期点検とは、定期点検を行う1橋 の中で第三者被害防止措置が含まれる場合に適用し、1橋当りの点検日数を算 出する点検面積は、定期点検面積とする。(第三者被害予防措置(打音検査)の 面積ではない。)
- 4. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
- 5. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
- 6. モニター式点検車歩掛については別途計上する。
- 7. 橋梁点検の内業(結果とりまとめ)は「(6)点検調書作成」で計上する。
- 8. 仮設費(作業用足場等近接手段)は別途計上する。
- 9. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
- 10. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

なお、1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y b) \times K_1} + D m$$

A₁: 定期点検面積 (m²)

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

Y b : 1 時間当りの基準作業量 (m²/h)

 $Yb = a \times A_1^b$ (ただし、Ybはそれぞれ最大作業量までとする。) 表3.2 定期点検の点検区分ごとの変数値

		a	b	最大作業量
第三者被害予防	坊措置と同時に定期点検	5. 62	0. 42	170 m²/h
定期点検のみ	定期点検面積 A₁≦50 ㎡	5. 62	0. 42	240 m²∕h
た 期 点 使 切み	定期点検面積 A ₁ >50 ㎡	3. 22	0. 56	240 m / n

K₁:足元条件係数

表3.3 足元条件と係数

間の移動時間

		五0.0	ALJUNIT C M	22
	足下条件	係数(K 1)	足下条件	係数(K 1)
	地上	1. 0	点検車	1.2
	リフト車	0. 9	足場	1.0
	梯子	0.9	船上	1.2
Dm:橋梁				

Dm = 0.1 (日/橋)

(4) 定期点検

(1月当り)

					\	
	職種	直	接	人	件	費
区分		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定期点	、検			1.0	1. 5	1. 0

(注) 1. 上記歩掛は、仮設備を含まない上下部構造の点検歩掛である。

現

2. 足元条件は表3. 3によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件とな る場合は支配的な足元条件を適用する。

行

- 3. 表3. 2の第三者被害予防措置と同時に定期点検とは、定期点検を行う1橋 の中で第三者被害防止措置が含まれる場合に適用し、1橋当りの点検日数を算 出する点検面積は、定期点検面積とする。(第三者被害予防措置(打音検査)の
- 4. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの点検日数を定めるものとする。
- 5. 上記歩掛には、橋梁間の移動時間、台帳補完のための現地計測も含む。
- 6. モニター式点検車歩掛については別途勘案すること。
- 7. 橋梁点検の内業(結果とりまとめ)は「(6)点検調書作成」で計上する。
- 8. 仮設費(作業用足場等近接手段)は別途計上のこと。
- 9. 定期点検面積及び点検日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
- 10. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

なお、1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_1}{(8 \times Y b) \times K_1} + Dm$$

A₁: 定期点検面積 (m²)

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

Y b: 1時間当りの基準作業量 (m²/h)

$$Y b = a \times A_1^b$$
 (ただし、 $Y b$ はそれぞれ最大作業量までとする。) 表 3. 2 定期点検の点検区分ごとの変数値

		a	b	最大作業量
第三者被害予防	坊措置と同時に定期点検	5. 62	0.42	170 m²∕h
今 畑上松の7、	定期点検面積 A₁≦50 ㎡	5. 62	0. 42	0402 /1
定期点検のみ	定期点検面積 A ₁ >50 ㎡	3. 22	0.56	240 m²/h

K₁:足元条件係数

表3.3 足元条件と係数

足下条件	係数(K 1)	足下条件	係数(K 1)
地上	1.0	点検車	1. 2
リフト車	0.9	足場	1. 0
梯子	0.9	船上	1. 2

Dm:橋梁

Dm = 0.1 (日/橋)

間の移動時間

(5) 第三者被害予防措置

1) 打音検査

(1日当り)

職種	直	接	人	件	費
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打音検査			1.0	1.5	1.0

- (注) 1. 作業用足場等近接手段は別途計上する。
 - 2. 足元条件は表3. 4によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
 - 3. 検査橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの検査日数を定めるものとする。
 - 4. 歩掛には橋梁間の移動時間も含む。
 - 5. 応急措置, 防錆処理, 現地での記録も含む。
 - 6. 打音検査面積及び検査日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 - 7. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

なお, 1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_2}{(8 \times Y_0) \times K_2} + D_m$$

A2:打音検査面積 (m²)

Y o : 1 時間当りの基準作業量 (m²/h)

Y o = 3. $2.2 \times A_2^{0.57}$

(ただし、Yoは最大作業量260 m²/hまでとする。)

K2:足元条件係数

表3.4 足元条件と係数

足下条件	係数(K ₂)	足下条件	係数(K ₂)
地上	1. 1	点検車	1.0
リフト車	1. 1	足場	1.1
梯子	0. 7	船上	1. 0

Dm:橋

1

梁間の移動時間

Dm = 0.1 (日/橋)

2) 遠望目視及び非破壊検査

(1000m²当り)

				(100	0 III / /
職種	直	接	人	件	費
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
遠望目視及び非破壊検査			2.0	2.0	0.5

- (注) 1. 非破壊検査(赤外線サーモグラフィー装置)以外を用いる場合は、別途計上 すること。
 - 2. 検査面積は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

(5) 第三者被害予防措置

1) 打音検査

(1日当り)

				,	/ _
職種	直	接	人	件	費
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
打音検査			1.0	1. 5	1.0

- (注) 1. 作業用足場等近接手段は別途計上のこと。
 - 2. 足元条件は表3. 4によるものとする。なお、1橋梁で複数の足元条件となる場合は支配的な足元条件を適用する。
 - 3. 検査橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの検査日数を定めるものとする。
 - 4. 歩掛には橋梁間の移動時間も含む。
 - 5. 応急措置, 防錆処理, 現地での記録も含む。
 - 6. 打音検査面積及び検査日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 - 7. 夜間作業で深夜に点検を行う場合は、深夜割り増しを行うこと。

1橋当りの点検日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

なお, 1日=8時間(h)とする。

$$D = \frac{A_2}{(8 \times Y \circ) \times K_2} + D m$$

A2:打音検査面積 (m²)

Y o : 1 時間当りの基準作業量 (m²/h)

 $Y o = 3 \cdot 22 \times A_2^{0.57}$

(ただし、Yoは最大作業量260㎡/hまでとする。)

K2:足元条件係数

表3.4 足元条件と係数

足下条件	係数(K ₂)	足下条件	係数(K ₂)
地上	1. 1	点検車	1.0
リフト車	1. 1	足場	1. 1
梯子	0. 7	船上	1. 0

Dm:橋 L 1977 L

Dm=0.1(日/橋)

梁間の移動時間

2) 遠望目視及び非破壊検査

(1000㎡当り)

職種	直	接	人	件	費
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
遠望目視及び非破壊検査			2.0	2. 0	0.5

- (注) 1. 非破壊検査(赤外線サーモグラフィー装置)以外を用いる場合は、別途<mark>費用を</mark>計上すること。
 - 2. 検査面積は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

(6) 点検調書作成

1) 定期点検

(1日当り)

職種	直接人件費				
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定 期 点 検 の 点検調書作成			0.5	1.0	1.0

- (注) 1. 定期点検と同時に第三者被害予防措置を実施した場合は,第三者被害予防措置の調書作成を<mark>別途</mark>計上する。
 - 2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
 - 3. 定期点検面積が300 m2を超える場合の下限値は1.6 日とする。
 - 4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

定期点検の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

 $D = a \times A_1 + b$

A1: 定期点検面積 (m²/橋)

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

表3.5 定期点検の点検調書作成の変数値

		a	b	備考
定期点検の	定期点検面積 A₁≦300 ㎡	0.0037	0. 47	
点検調書作成	定期点検面積 A ₁ >300 m²	0.0016	0.89	D=1.6 目以上

2) 第三者被害予防措置

(1日当り)

					(
職種	直接人件費				
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
第三者被害予防措置の 点 検 調 書 作 成			1.0	1.0	0.5

- (注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
 - 2. 打音検査面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 - 3. 打音検査面積が 10,000 m²/橋を超えるものについては別途<mark>計上</mark>する。

第三者被害予防措置の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

 $D=-2.7 \times 10^{-8} \times A_2^2 + 0.00073 \times A_2 + 0.39$

A2: 打音検査面積 (m²/橋)

(6) 点検調書作成

1) 定期点検

(1日当り)

職種	直接人件費				
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
定 期 点 検 の 点検調書作成			0. 5	1. 0	1. 0

- (注) 1. 定期点検と同時に第三者被害予防措置を実施した場合は、<mark>別途、</mark>第三者被害 予防措置の調書作成を計上する。
 - 2. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
 - 3. 定期点検面積が300 m2を超える場合の下限値は1.6 日とする。
 - 4. 定期点検面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

定期点検の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

 $D = a \times A_1 + b$

A₁: 定期点検面積 (㎡/橋)

A₁=橋長×全幅員(地覆外縁間距離)

表3.5 定期点検の点検調書作成の変数値

		a	b	備考
定期点検の	定期点検面積 A₁≦300 ㎡	0.0037	0. 47	
点検調書作成	定期点検面積 A ₁ >300 m²	0.0016	0.89	D=1.6 目以上

2) 第三者被害予防措置

(1日当り)

職種		直接人件費				
区分	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
第三者被害予防措置の 点 検 調 書 作 成			1.0	1. 0	0. 5	

- (注) 1. 点検橋梁が複数ある場合は、橋梁ごとの調書作成日数を定めるものとする。
 - 2. 打音検査面積及び調書作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。
 - 3. 打音検査面積が10,000 m²/橋を超えるものについては別途考慮する。

第三者被害予防措置の点検調書作成日数D(日/橋)は、以下の算定式により算出する。

 $D = -2.7 \times 10^{-8} \times A_2^2 + 0.00073 \times A_2 + 0.39$

A2: 打音検査面積 (m²/橋)

(H26) 4-1-21

改正

(7) 報告書作成

(1日当り)

職種	直接人件費				
区分	主任技 師	技師A	技師B	技師C	技術員
報告書作	0. 5	0.5	1. 0	1.0	1. 5

- (注) 1. 定期点検と第三者被害予防措 置を同時に行う橋梁の場合 は1橋とする。
 - 2. 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。 $D=0. \quad 0 \quad 0 \quad 1 \times N^2 + 0. \quad 0 \quad 5 \quad 7 \times N + 2. \quad 1$ N: 実橋梁数 (橋)

(8) 打合せ

中間打合せは1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

(7) 報告書作成

 職種
 直接人件費

 区分
 主任技師
 技師A
 技師B
 技師C
 技術員

 報告書作成
 0.5
 0.5
 1.0
 1.0
 1.5

行

現

- (注) 1. 定期点検と第三者被害予防措置を同時に行う橋梁の場合は1橋とする。
 - 2. 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。

報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。

 $D=0.0001\times N^2+0.057\times N+2.1$

N: 実橋梁数(橋)

(8)打合せ<mark>協議</mark>

(1業務当り)

	職種			能 種		(## +#			
区分					主任技師	<mark>技師B</mark>	<mark>技師C</mark>	<mark>備 考</mark> ————————————————————————————————————	
業	務	着	手	時	<mark>0. 5</mark>	<mark>0. 5</mark>			
中	間	打	合	せ		<mark>0. 5</mark>	<mark>0. 5</mark>	1回当り	
成	果	品	納 入	時	<mark>0. 5</mark>	<mark>0. 5</mark>			

(注) 1. 中間打合せは、適宜業務内容を勘案し追加する。

2. 中間打合せ回数は、特記仕様書に明示するものとする。

(1日当り)

考

4-2-6 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転

(1日当り)

		× 1 1 1100		(1117)
名 称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般 (又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間
機械損料		h	Т	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)
諸雑費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち 「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合 (橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)場合は一般運転手を 計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、 点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
 - 2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
 - 3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (Dm) を除く運転日数について8 h/作業時間の割り増しを行う。

3-2-6 機械経費

橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

リフト車・橋梁点検車 運転

(1日当り)

名 称	規格	単位	数量	備考
運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注) 1. による
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間
機械損料		h	Т	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)
諸雑費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ
計				

- (注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)場合は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。
 - 2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。
 - 3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間 (Dm) を除く運転日数について 8 h/作業時間の割り増しを行う。